



2022年5月13日

各 位

会 社 名 特 殊 電 極 株 式 会 社  
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 西 川 誉  
 (コード：3437 東証スタンダード)  
 問 合 せ 先 取 締 役  
 管理統括本部長 外 崎 敬 一  
 兼 社 長 室 長  
 (TEL. 06-6401-9421)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月13日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を2022年6月24日開催予定の第75回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条 〕 <条文省略> 第15条  <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告および計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	第1条 〕 第15条  <現行どおり>  <削 除>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="403 253 568 286">&lt;新 設&gt;</p> <p data-bbox="173 636 261 730">第17条 ） 第40条</p> <p data-bbox="403 669 568 703">&lt;条文省略&gt;</p> <p data-bbox="403 792 568 826">&lt;新 設&gt;</p>	<p data-bbox="828 253 1054 286"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="815 286 1414 412">第16条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="874 412 1414 604">2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p data-bbox="815 636 1206 730">第17条 ） 第40条                      &lt;現行どおり&gt;</p> <p data-bbox="1082 763 1142 797" style="text-align: center;">附則</p> <p data-bbox="828 797 1390 831"><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p data-bbox="815 831 1414 1113">第1条 <u>変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p data-bbox="874 1113 1414 1238">2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p data-bbox="874 1238 1414 1364">3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定）

2022年6月24日（金曜日）

定款変更の効力発生日（予定）

2022年6月24日（金曜日）

以 上